#### ① 日本における民事裁判手続のIT化 П

# 杉本純子

# 1. 日本における裁判手続等の IT 化の現状

2013年に発表された「日本再興戦略—Japan is BACK—(1)」以降、日本は世 界銀行が毎年発表するビジネス環境ランキング "Doing Business®" におい て、先進国(OECD 加盟国35か国)で3位以内を目指すことを目標としてい る。このランキングは、世界190か国を対象とし、事業活動規制に係る10分野 を選定して順位付けしたものであるが、OECD 加盟国35か国でみると、日本 の順位は決して高いとは言えない(3)。特に「契約執行状況」の分野において は、2019年度のランキングによれば、日本の順位は35か国中25位であった。そ の要因の一つとして挙げられるのが.「契約執行状況」の評価項目である「裁 判手続の質の指標 | のうち、「事件管理」および「裁判の自動化」の評価が大 変低いことである。

この点については、従来から日本の経済界も危惧しており、日本の裁判所の IT化は遅れているのではないか、日本の裁判手続はあまりにも書面主義・対 面主義に偏っているのではないか、日本の事業環境改善のために、日本も諸外 国の裁判所の在り方を研究し、利用者目線で改革に取り組んでほしいといった 意見が出されていた(4)。

日本でも、行政サービスについては、契約や行政手続をオンラインで行うた めの環境整備や利便性の向上が進みつつある。2003年には、法令上書面等によ

<sup>(1)</sup> 首相官邸ホームページ「日本再興戦略— Japan is BACK —」https://www. kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou jpn.pdf(2019年12月3日)。

<sup>(2)</sup> http://www.doingbusiness.org/Rankings (2019年9月15日)。

<sup>(3)</sup> http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/japan (2019年12月 3日)。Doing Business における日本の評価を分析したものとして、拙稿 「司法の国際発信に向けて残された課題と展望―世界銀行 Doing business に おけるわが国の評価を参考に一」法律のひろば71巻8号51頁(2018年)。

<sup>(4)</sup> 首相官邸ホームページ「裁判手続等のIT化検討会(第1回)事務局提出 資料」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai1/sirvou2. pdf) 3頁(2019年12月3日)。

ることとされている申請・届出等の行政手続をオンラインでも可能とする行政手続オンライン化法・整備法が施行されて、法令による民間の書面保存義務が付されている書面について電子保存を認める e-文書法も2005年に施行されている。現在は、2016年に成立した官民データ活用推進基本法及び2017年に策定された「デジタル・ガバメント推進方針」にしたがって、「デジタル・ガバメント実行計画」を2018年1月に閣議決定し、利用者中心の行政サービス改革にすでに着手している(5)。

一方で、裁判手続については、現状 IT 技術の導入はほとんど行われておら ず、手続は従来どおり紙の書面を用いて行われている。もっとも、これまでに も裁判手続の IT 化への取り組みは行われてはいた。1996年には、民事裁判の 弁論準備手続等にテレビ会議システムと電話会議システムが導入され、電話会 議システムは現在に至るまで広く活用されている。また、その後の一連の司法 制度改革においても、民事訴訟手続等における IT 技術の積極的利用を推進す る必要性が指摘されば、2004年の民事訴訟法改正により、民事訴訟における一 部の申立てについて、オンライン申立て等を可能とする規定が設けられ(民事 訴訟法132条の10等). これを受け2006年には支払督促手続についてオンライン 手続を可能とする督促手続オンラインシステムが導入されの、現在も年間9万 件以上利用されるなど、利用者の利便性を向上するための IT 技術の活用は図 られてきた。民事訴訟手続についても、民訴法132条の10の新設を受けて、 2004年からは札幌地方裁判所本庁において、民事訴訟における一部申立て等に ついて、インターネットを利用した申立て(裁判所オンライン申立てシステ ム)の試験的運用が開始された。しかし、残念ながらオンライン申立ては定着 せず(8). 2009年3月をもって運用は停止され、それ以降、日本における民事訴

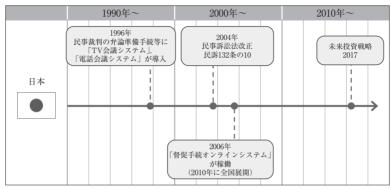
<sup>(5) 「</sup>デジタル・ガバメント実行計画」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/egov\_actionplan.pdf(2019年12月 3 日))。

<sup>(6)</sup> 司法制度改革審議会「資料 司法制度改革審議会意見書―21世紀の日本を 支える司法制度―」自由と正義52巻8号184頁 (2001年)。

<sup>(7)</sup> 債権者が支払督促事件のうち同システムでフォーム化されているものについて、インターネットを利用して各種申立てや照会等を行うことができるシステムである(http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html)。東京地方裁判所管内の簡易裁判所の支払督促事件を対象に運用を開始し、2010年11月から全国の支払督促事件の処理を行えるようになった。

<sup>(8)</sup> 利用できる申立ては、民事の期日指定や期日変更の申立て、証拠申出書、 鑑定申出書、調査嘱託申出書等であったが、訴状の提出は含まれていなかっ

訟手続は紙での申立てに戻ってしまった。



# 裁判手続の IT 化に対するこれまでの取り組み

出典:首相官邸ホームページ「裁判手続等の「T化検討会(第1回)事務局提出資料(())

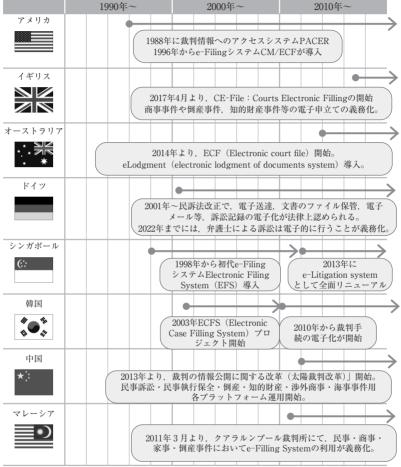
# 2. 諸外国における裁判手続の IT 化-アメリカの状況を中心に-

一方、諸外国の状況に目を向けると、以下の図にわかるように、欧米を中心に裁判手続のIT化はすでにかなり進められており、シンガポール、韓国、中国等のアジアにおいても、裁判手続のIT化は広く普及し定着している(10)。本報告では、その中でも、最も早くから裁判手続のIT化に着手してきたアメリカの状況について、裁判手続のIT化導入の経緯から現状までを簡単に紹介する(11)。

た。また、このシステムを用いてなされた申立ては「書面に出力しなければならない」とされ(民訴132条の10第5項)、この書面を原本として取り扱うものとされていたため、結局はすべて出力して書面を用意しなければならないため、従来の裁判手続とほとんど変わらなかった。

- (9) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai1/siryou2.pdf (2019年12月3日)。
- (10) 新阜直茂「韓国における裁判手続等のIT化の事情について」自正839号26 頁(2018年),本田正男「シンガポールにおける司法のIT化事情」同号32 頁,西口元ほか「民事訴訟のIT・AI化〜日本・中国・韓国・シンガポール の現状」法律のひろば72巻5号22頁(2019年)参照。
- (11) アメリカにおける裁判手続の IT 化については、 拙稿「裁判手続の IT 化と 倒産手続―アメリカにおける倒産手続の IT 化を参考に―」松川正毅編『木

# 諸外国における裁判手続の IT 化



出典:報告者作成

# (1) アメリカ連邦裁判所と州裁判所

アメリカにおける裁判手続の IT 化を論じるにあたっては、アメリカ連邦裁

内道祥先生古稀・最高裁判事退官記念論文集』(きんざい, 2018年) 769頁, 拙稿「アメリカにおける裁判手続のIT化| 自正839号35頁 (2018年) 参照。 判所(United States federal courts)と州裁判所(State courts)を区別して述 べる必要がある。アメリカ合衆国は50の州および連邦区から成る連邦共和国で あるため、連邦裁判所と州裁判所が独立して併存している(12)。州裁判所はそ れぞれの裁判制度を有しているため、裁判手続の運用に関しても各州に委ねら れている。裁判手続のIT化に関しては、連邦裁判所においては、以下に述べ るように、現在では全ての連邦裁判所において統一されたシステムが導入さ れ、IT 化が徹底されている。一方、州裁判所においては、各裁判所が、それ ぞれ独自に裁判手続のIT化を行っているため、使用しているシステム等も州 によって異なっている。

本報告では、アメリカ全土で共通したシステムを使用している連邦裁判所に 焦点をあて、連邦裁判所における裁判手続のIT化への経緯を紹介することと する。

#### (2) アメリカ連邦裁判所における裁判手続の IT 化の経緯

#### ①事件一覧表の電子化

アメリカ連邦裁判所における裁判手続のIT化は、倒産裁判所から始まっ た(12)。 それは、1980年代初め、事件一覧表 (docket sheets) を電子化すること から始まった。この取り組みは、当初は各倒産裁判所において各々の職員の手 で始められ、裁判所内の運用として独自のフォーマットが作成されただけであ った。その後、公的に2種類の事件一覧表の電子化されたフォーマットが認め られて利用されていたが、独自の事件一覧表の使用を継続している裁判所もあ った。早期に取り組まれたこの電子化システムは、次第にその価値を示すこと となり、1990年から2000年までの間に、全倒産事件の申立て件数はそれまでの 倍になったが、倒産裁判所の全職員の人数は平均して従来と同じであった。IT 化による人的コストの軽減がうかがえる。

このように、初期の裁判手続の IT 化とは、事件一覧表とその他多少の機能 だけが電子化されただけであり、倒産手続をはじめ裁判手続の申立てはすべて 紙の書面で行われていた。IT 化されたこのシステムは、手書きやタイプライ

<sup>(12)</sup> アメリカの民事裁判制度について、浅香吉幹『アメリカ民事手続法第3 版』(弘文堂, 2016年)。

<sup>(13)</sup> 以下は、ハワイ倒産裁判所ロバート・ファリス裁判官へのインタビュー調 査(2015年3月実施)ないしファリス判事の公刊物未搭載の論稿である Robert J. Faris, "Electronic Filing in the Federal Courts: Past, Present, and Future". に基づいている。

ターで打たれた事件一覧表よりは格段に優れていたものの、連邦裁判所は進化したIT技術を活用することができていなかった。さらに、当時はまだ連邦レベルで統一された基準が構築されていなかったため、これらの電子システムを作動させ維持するための費用負担が大きくなっていた。しかし、最終的に1990年代までには、従来のハードウェアとソフトウェアが廃れてしまったため、旧式の電子化システムは使用されなくなっていった。

#### ②裁判記録の雷子化

次の取り組みは、紙媒体での裁判記録を電子化することであった。多くの連邦裁判所において、紙媒体の申立て書面等をスキャンして電子化するシステムを独自に採用していた。例えば、ハワイ倒産裁判所では、1998年1月1日申立ての事件から、民間で構築された RACER(Remote Access to Court Electronic Records)を使用して、裁判記録を電子化していた。2001年以降は、公的データベースである PACER(Public Access to Electronic Court Records)(14)がオンラインで利用できるようになったため、PACER を利用して裁判記録を電子化している。PACER とその前身のシステムによって裁判記録の電子化が可能となり、それによって連邦裁判所の裁判記録が公に、かつ容易に閲覧できるようになった。

PACER は、連邦裁判所に係属する裁判の事件記録が閲覧できるウェブサービスである。利害関係人でなくとも、一定の登録手続を行えば誰でも利用することができ、利用料を支払えば、判決を含めたすべての裁判記録にアクセスし、またダウンロードすることができる(15)。PACER の開発は、裁判記録の開示や閲覧という観点において非常に有意義であった。しかしながら、このシステムはあくまで裁判記録の電子化を行うものであり、PACER を利用して裁判手続の申立て自体を電子的に行うことはできなかった。したがって、当時は、電子的な書面を用いて申立てをするのではなく、全ての裁判手続の申立ては従来どおり紙媒体の書面で行ってもらい、それをスキャンして電子化するにとどまっていた。

#### ③申立ての電子化(eファイリング)

PACER が徐々に普及していくなかで、連邦裁判所は次に、裁判手続の電子申立て(eファイリング)の構築に着手しようとしていた。その最初の取り組

<sup>(14)</sup> https://www.pacer.gov/ (2019年12月3日)。

<sup>(15)</sup> 料金は1頁あたり10セントで、1文書の料金上限が3ドルとなっているので30頁以上の文書でもそれ以上の料金はかからない。

みは1990年代最初に開始され、1996年までに、オハイオ州において(16)、裁判所 の事務を容易にする目的の下で民事訴訟手続の電子申立てについて試験的な取 り組みが開始された。

裁判手続の電子申立てシステムは非常に利便性に富んでおり、システム構築 には多額の費用がかかるものの、裁判手続の電子申立てシステムの構築には価 値があることが示された。その結果、1996年後半に、CM/ECF(Case Management /Electronic Case Files) と呼ばれる連邦裁判所全体で使用できる 電子申立てシステムの構築が始まった。そして、1997年後半から5つの倒産裁 判所と4つの連邦地方裁判所でCM/ECFの試作品が導入された。試験的導入 を行ったこれらの連邦裁判所での経験と、さらに数か所での裁判所での試験的 導入を基に、CM/ECF は改良されていった。

現在、連邦裁判所管轄の裁判手続の申立ては、全て CM/ECF からオンライ ンで行えるようになっており(17)、申立てに係る添付書面等も PDF ファイルを アップロードする方法で提出することができる。弁護士が代理人として付いて いる場合には、CM/ECFから手続の申立てを行うことが強制されている(18)。 さらに、2017年頃からは、CM/ECF の第 2 世代である NextGen CM/ECF シス テムが順次各連邦裁判所に導入されている。NextGen CM/ECF では、これま で CM/ECF と PACER とで別のアカウントが必要だったところ、1つのアカ ウントで双方が利用できるようになった。

一方、弁護士を付けずに本人訴訟で裁判手続の申立てを行う場合には、従来 どおり紙の書面を用いた申立てが認められている(19)。もっとも、本人訴訟の 場合でも、自ら訴状を一から作成するというよりは、各裁判所のホームページ 上で提供されている定型フォーマットに必要事項を記入する方法で申立てを行

<sup>(16)</sup> 当時オハイオ州北部裁判所において、船員のアスベスト被害に関する民事 訴訟が多く係属したことがきっかけとされる。

<sup>(17)</sup> CM/ECF には、各州の連邦裁判所ホームページからアクセスすることが できる。

<sup>(18)</sup> CM/ECFの利用にあたって、多くの裁判所では、弁護士にシステムの使 い方についての講習を裁判所で受講することを求め、当該講習を受講した弁 護士に自己のアカウントの作成を許可している。

<sup>(19)</sup> 倒産手続においても、消費者破産手続(アメリカ連邦倒産法第7章手続) と個人再生手続(同第13章手続)については、債務者本人による書面での申 立てが認められている。

っており<sub>(20)</sub>,本人訴訟サポートの支援団体もホームページ上で紹介されている。

#### (3) アメリカにおける e 法廷の現状

アメリカでは、eファイリングとe事件管理については、早い段階からIT 化を進め、現在では全ての連邦裁判所において CM/ECF と PACER が利用されている。しかし、e 法廷に関しては、実は、その利用が推奨されるようになったのはごく最近のことである。ビデオ会議システム自体は、1990年代から裁判所に導入されていたが、その利用は活発ではなかった。

2011年に、合衆国行政協議会(Administrative Conference of the United States)により、裁判手続や行政手続等におけるビデオ会議システムの利用が推奨された(21)。それ以降、裁判手続におけるテレビ会議システムの利用は、当事者、代理人および裁判官の移動時間や費用の削減に効果的であるとして(22)、昨今は民事訴訟においても、口頭弁論期日や人証調べでテレビ会議の利用が増加傾向にあるとのことである。具体的には、巡回区控訴裁判所の裁判官が、移動せずにビデオ会議システムによってヒアリング期日を開催したり、医師等の鑑定人の証人尋問をビデオ会議で行ったりしている。ビデオ会議を利用することにより、期日の調整がより可能となり、手続が迅速に進行するようになったと報告されている(23)。

さらに、ビデオ会議を利用して法廷通訳をしたり、速記官が出廷できない場合に遠隔から記録を行ったりすることも予定されており(24)、今後、裁判手続

- (20) 例えばニューヨーク州南部地区連邦裁判所のホームページでは、様々な種類の訴状フォーマットが公開されている(http://www.nysd.uscourts.gov/forms.php?f=p 参照 (2019年12月3日))。
- (21) See Recommendation 2011-4, Agency Use of Video Hearings: Best Practices and Possibilities of Expansion, 76 Fed. Reg. 48, 795 (2011).
- (22) ペンシルベニア州の調査によれば、民事訴訟と刑事訴訟合わせて、毎月平均15700件もの裁判手続においてテレビ会議が利用されており、それにより一年で約2000万ドルの費用が削減できている。特に、刑事被告人の護送費用の削減に資することが報告されている(www.pacourts.us/assets/files/newsrelease-1/file-1396.pdf?cb=29e05d. (2019年12月3日確認))。
- (23) See BEST PRACTICES FOR USING VIDEO TELECONFERENCING FOR HEARINGS AND RELATED PROCEEDINGS, https://www.acus.gov/sites/default/files/documents/Final\_Best%2520Practices%2520Video%2520Hearin gs\_11-03-14.pdf (2014) (2019. 12. 3).
- (24) See id. at 47-48.

の様々な場面において、ビデオ会議システムが活発に利用されていくと思われ る。

#### 3. 「裁判手続等の IT 化検討会」の発足

以上のように、アメリカを初めとする諸外国では、すでに裁判手続のIT化 が非常に進んでいる。このような現状に対して、前述のように、特に日本の経 済界からは日本の裁判手続のIT化を望む声が多く出されていた。

このような状況を受け、2017年6月9日、政府が発表した「未来投資戦略 2017 | (25)において、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況 も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点か ら、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進す る方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る」との目標がかかげら れた。

それを受け、2017年10月30日に政府の有識者検討会として「裁判手続等の IT 化検討会 | が内閣官房に設置され、報告者も委員の一人として参加した。2017 年10月から2018年3月まで8回の会議が開催され、国民の司法アクセス向上、 裁判手続の迅速化・充実化に資することを目的とした裁判手続のIT化の実現 をめざして議論が行われた(26)。

#### 4. 「裁判手続等の IT 化に向けた取りまとめ」の概要

2018年3月30日. 裁判手続等の IT 化検討会の検討結果として「裁判手続等 のIT化に向けた取りまとめ」(以下、「取りまとめ」という。)が公表され た(27)。今後、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ、まずは民事訴訟 手続においてIT化の実現を目指す。その概要は以下のとおりである。

<sup>(25)</sup> 首相官邸ホームページ「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改 革一」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017\_ t.pdf (2019年12月3日)。

<sup>(26)</sup> 検討会議事要旨は http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/ index.html (2019年12月3日)。その後、2019年5月31日に第9回検討会が実 施された。

<sup>(27)</sup> 首相官邸ホームページ「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―『3つ の e』の実現に向けて一」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/ saiban/pdf/report.pdf(2019年12月3日)。

# (1) IT 化の基本的方向性

裁判手続等のIT化は、適正・迅速で国民にとって利用しやすい裁判を実現するため、現代社会における情報通信技術の発展、浸透の度合い等を適切に反映しつつ、国民の司法アクセス向上、裁判手続の迅速化・充実化に資することを目的として目指すべきものであるとされ、裁判手続等のIT化の基本的方向性としては、利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続等の全面IT化」を目指すべきものとされた。さらに、訴訟事件に占める本人訴訟の割合が相当高い我が国の現状を踏まえると、国民の裁判を受ける権利の実質的保障の観点から、IT化に伴い、国民の司法アクセスを一層向上させていく観点も重要とされた。そして、裁判手続等の全面IT化を目指す上では、まずは、民事裁判手続の基本かつ根幹であり、利用者の利便性・効率性の向上という観点からも大きな効果が期待し得る、民事訴訟一般を念頭に置いた検討と制度設計を行う方針が採用された。これにより、日本における裁判手続等のIT化は、民事訴訟手続から着手することとなった。

#### (2) 「3つのe」の実現

「取りまとめ」では、今後日本が実現する裁判手続のIT化として、「3つのe」というキーワードを設定した。すなわち、「e 提出 (e-Filing)」「e 事件管理 (e-Case Management)」「e 法廷 (e-Court)」である。以下、各々において実現を目指す IT化の概要を紹介する。

#### ① e 提出 (e-Filing)

e提出は、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ極力移行し一本化する方向である。その際には、オンラインでの訴え提起、オンラインでの迅速かつ効率的な準備書面等の提出を可能とする方向性が相当であり、アクセス方法としては、裁判所の専用システムへのアップロードなど様々な方法を今後検討していく。訴状や判決書の送達についても、訴訟記録の電子化に即した送達の在り方の検討が相当であり、電子記録と紙媒体との併存を極力避ける方向で検討を行う。

#### ② e 事件管理 (e-Case Management)

次に、e事件管理については、訴訟当事者が、随時かつ容易に、訴状・答弁書その他準備書面や証拠等の電子情報にオンラインでアクセスすることが可能となり、期日の進捗状況等も確認できる仕組みの構築が望ましい。その際、電子化された訴訟記録に直接アクセスできるのは、訴訟当事者本人とその代理人又は関係者に限るのが相当であり、第三者への閲覧等の当否は、訴訟記録の閲

#### 裁判手続等のIT化における「3つのe」



出典:「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ | 18頁

覧・謄写制度との関係も含めて今後の丁寧な検討が必要である。とされた。さらには、人証調べの予定や結果、口頭弁論期日、判決言渡し期日等の情報について、訴訟当事者が容易かつ随時に確認できる仕組みが望まれる。

#### ③ e 法廷 (e-Court)

最後に、e 法廷については、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するため、民事訴訟手続の全体を通じて、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議<sub>(28)</sub>の活用を大幅に拡大するのが望ましい、とする。もっとも、各期日に裁判所への出頭を希望する当事者等には、従前と同様の機会を保障する。テレビ会議やウェブ会議の活用は、従来から指摘されてきた当事者の遠方の裁判所への出頭の負担や期日調整の困難さの軽減につながるのではないかと考えられている。争点整理手続においては、特にテレビ会議やウェブ会議・ITツールの活用等を通じて、より効率的で充実した争点整理の実現が望ましく、その早期実現が期待される。

<sup>(28)</sup> インターネット回線等を用い、音声・映像のみでなく、文字やファイル等 を用いたリアルタイムのコミュニケーションが可能な会議(「取りまとめ」 前掲注(27)4頁)。

#### 手数料等の電子決済 主張・証拠 控訴の提起 事件情報への アクヤス $\Xi$ e-Filing e-Filing $\equiv$ $\Xi$ e-Case Management e-Court 受 付 Web会議可(出頭不要) Web会議のイメージ 争いあり 上訴 訴状 審查 争いなし 確定 和解 和 解 送達 e-Filing 3 e-Filing 3 事件情報への アクセス サーバURL・ユ・ ザID・パスワート 控訴の提起 等のアクセス情報

# 全面的に IT 化された後の民事訴訟手続のイメージ

出典:首相官邸ホームページ「裁判手続等の IT 化検討会(第7回)最高裁判所提出資料(29)」

# (3) 「3つのe」の実現に向けたプロセス

「取りまとめ」では、利用者の立場からは、裁判手続等の全面 IT 化に向けたプロセスとして、今後、「3つの e」のいずれについても、必要な検討・準備を同時並行で、かつ迅速に進めることとされた。これを受け、2018年7月24日に「民事裁判手続等 IT 化研究会」が発足し、現在議論を進めている(30)。今後、この研究会における議論を中心に、「3つの e」の実現は、実現段階に応じて以下の3つのフェーズに分けて、順次、新たな運用を開始していく予定である。

<sup>(29)</sup> https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai7/siryou2.pdf (2019年12月 3 日)。

<sup>(30)</sup> 議事要旨等については、https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/saiban-it (2019年12月3日)。

#### 利用者目線から望まれる裁判 IT 化のプロセスのイメージ

検討・ 準備

《フェーズ1》

e法廷

現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用

検討· 準備 《フェーズ2》

e法廷

新法に基づく弁論・争点整理等の運用

検討·準備

《フェーズ3》

e提出

オンラインでの申立て等の運用 e

e事件答明

出典:「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」20頁

# 《フェーズ1》現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用

まず、《フェーズ 1》では、法改正を要することなく現行法の下で、IT機器の整備や試行等の環境整備により実現可能となるものについて、速やかに実現を図る。具体的には、電話会議に加えてウェブ会議等のITツールを積極的に利用したより効果的・効率的な争点整理の試行・運用を開始してその拡大・定着を図り、e 法廷の先行実現を目指す。《フェーズ 1》は実現のハードルが比較的低く、機器整備等が実現されれば、2019年度からにも特定庁での試行等による目に見える成果が期待されている(31)。現行法下において実現し得る e 法廷は、以下のとおりである。

#### ①弁論準備手続(民訴法170条3項)

現行民事訴訟法では、当事者が遠隔の地に居住しているときその他裁判所が相当と認めるときは、「音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」を用いて弁論準備手続期日を開くことができる(民訴法169条・170条3項)。電話会議システムはすでに裁判所に導入されているため、現在でも電話

<sup>(31)</sup> 本報告後、2020年2月頃から、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始されることとなった。詳細については、首相官邸ホームページ「裁判手続等のIT化検討会(第9回)配布資料1」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai9/siryou1.pdf(2019年12月3日))参照。

会議を利用した弁論準備手続は活用されている。ウェブ会議等は、もちろん音 声の送受信により同時に通話することが可能であるため、現行法下において も、ウェブ会議等を利用して弁論準備手続を行うことができることとなる。

しかし、現民事訴訟法170条3項但書は、「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」と規定していることから、現行法下においてウェブ会議等を利用した弁論準備手続を行うためには、一方当事者は必ず出頭しなければならない。したがって、双方不出頭でウェブ会議等を利用した弁論準備手続を行うことは、現行法下ではできない。

# ②書面による準備手続(民訴法175条・176条3項)

もっとも、現行法下においても、当事者の出頭なしにウェブ会議等を用いた 争点整理が可能な場合がある。すなわち、書面による準備手続の利用である (民訴法175条)。書面による準備手続は、「当事者が遠隔の地に居住していると きその他相当と認めるとき(32)」に、当事者の出頭なしに準備書面の提出等に より争点及び証拠の整理をする手続である。準備書面の提出・交換と、「裁判 所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法」 を利用して、書面と口頭陳述を結合することで、期日を開くことなしに争点整理を行う。書面による準備手続は期日外の手続であるため、準備書面等の陳述 や書証の取調べはできないが、手続終了後の最初の口頭弁論期日において、裁 判所と当事者の間で争点を確認し(民訴法177条)、争点たる事実が調書に記載 される(民訴規93条)。これによりその後の証拠調べの対象となる事実が弁論 に顕出され、集中証拠調べの実施に入っていく(民訴法182条)(33)。現行法下 において、当事者の双方不出頭によるウェブ会議等の利用が可能な唯一の方法 である。

#### ③証人尋問(民訴法204条)

証人尋問においても、証人が遠隔地に居住するとき、あるいは、事案の性質等により証人が法廷等で陳述すると圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるお

<sup>(32)</sup> この要件は、弁論準備手続において電話会議の方法を利用する場合の要件と同一の表現なので、実際の運用についても、弁論準備手続において電話会議の方法を利用する場合と同様に考えてよいとされているが、書面による準備手続は期日外の手続なので、運用によっては当該要件をより広く解釈する余地があるとも解されている(谷口安史=上坂俊二「書面による準備手続及び進行協議期日」判タ959号24頁(1998年))。

<sup>(33)</sup> 伊藤眞『民事訴訟法〔第5版〕』(有斐閣. 2016年) 278頁。

それがあると認める場合には、「映像と音声の送受信により相手の状態を相互 に認識しながら通話をすることができる方法」によって、証人の尋問をするこ とができる(民訴法204条)。ウェブ会議等の利用は、本条の要件を満たす通話 方法であることから、現行法下においても、証人尋問における e 法廷の実現は 可能であるが、これらの要件を満たさなければウェブ会議等を利用した証人尋 問はできない。

さらに、鑑定人の意見陳述においても、鑑定人が遠隔の地に居住していると きその他相当と認めるときは、裁判所は、隔地者が映像と音声の送受信により 相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、意見 を述べさせることができる(民訴法215条の3)。

# 《フェーズ2》新法に基づく弁論・争点整理等の運用

次に、《フェーズ 2 》では、関係法令の改正により初めて e 法廷の実現が可 能となるものについて必要な法整備を行い、制度的実現を図る。具体的には、 民事訴訟法等の見直しを行い、双方当事者の出頭を要しない口頭弁論期日や弁 論準備手続期日等の新たな運用を制度的に位置付け、その運用を開始すること が挙げられている。

口頭弁論期日にウェブ会議等が活用できるようになると、たとえば第1回口 頭弁論期日において擬制陳述制度の利用などによって期日が形式的になる傾向 がある現在の実務が改善され、第1回期日段階から実質的な審理を行うことが できるのではないかと期待されている。さらには、訴訟関係者の在廷しないま ま行われることの多い判決言渡しについても、ウェブ会議等の利用可能性が提 案されている。

《フェーズ1》との関係では、現行法下では一方当事者の出頭が必要である 弁論準備手続について、双方不出頭でもウェブ会議等を利用した弁論準備手続 が可能となるような法改正が考えられる。同様に、ウェブ会議等の利用による 証人尋問についても、民訴法204条で定められる要件を緩和し、利用しやすく することも検討される予定である。

関係法令の制度的手当てにより実現可能となる《フェーズ2》については. 十分な議論が必要であることから、2022年度頃から開始することを目指して、 2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れ、必要な法整備に向けた検討・ 準備を行うことが望まれている。

#### 《フェーズ3》 オンラインでの申立て等の運用

そして、最終段階である《フェーズ3》では、関係法令の改正とともに、シ

ステム・IT サポート等の環境整備を実施した上で、オンライン申立てへの移行等を図る。これにより、e 提出と e 事件管理が実現し、先行して導入が始まっている e 法廷を合わせると、この段階で目指すべき IT 化が制度・運用の両面で実現することになる。もっとも、オンライン申立てへの移行に際しては、システムの構築をはじめ環境整備に時間と費用が必要となるため、《フェーズ3》の実現については、司法府の自律的判断を尊重し、法務省は必要な法整備の実現に向け、2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を進めることが望まれている。

# 5. 民事裁判手続の IT 化実現に向けた法的課題

以上のように、今後日本は、まずは民事訴訟手続のIT化から実現を目指すこととなった。もっとも、裁判手続等のIT化実現に向けては、検討すべき法的課題も多いところである(34)。

# (1) 公開裁判の原則における「公開」の定義

民事訴訟において、弁論・証拠調べ・判決の言渡しは、公開法廷において行う(公開主義)。これは、審理の適正さを一般国民の監視によって確保することを趣旨とする公開裁判の原則(憲82条)の要請であり、公開主義によって当事者以外の一般第三者は審理を傍聴することが保障される。憲法上公開が求められるのは対審および判決の言渡しであることから、弁論準備手続や争点整理手続、あるいは必要的口頭弁論が行われない決定手続の審理などについて公開原則は妥当せず、民事訴訟法上もこれらについては公開を規定しない。

既述のとおり、今後裁判手続のIT化は、e 法廷の利活用から実現を試みる。《フェーズ1》で目指す現行法下における e 法廷の利活用は、弁論準備手続や書面による準備手続での e 法廷であり、これらの手続には公開が求められない。しかし《フェーズ2》では、弁論準備手続等を含め、ウェブ会議等の利用による双方不出頭での口頭弁論や判決の言渡しの実現を見据えて、民事訴訟法等関連法令の改正を行う予定である。この場合、弁論や判決の言渡しが双方不出頭で実施されることが公開主義に抵触しないかが問題となる。画面越しに映像で姿を認識し通話もできるものの、双方当事者や代理人が法廷に不在のまま審理を行うことが、憲法上要請される公開原則を充たすといえるのか。公開主

<sup>(34)</sup> これらの課題については、拙稿「民事裁判手続の IT 化」法教460号56頁以下でも指摘している。

義における「公開」をどのように定義づけるのか、検討が必要となろう。

# (2) 直接主義・口頭主義の再検討

同時に、e 法廷の実現により、直接主義および口頭主義との関係についても 再検討する必要がある。民事訴訟法においては、事実認定のための弁論の聴取 や証拠調べは受訴裁判所の裁判官自身が行わなければならない(直接主 義)(35)。さらに、審理における当事者および裁判所の訴訟行為は口頭によって 行わなければならない(口頭主義)(%)。当事者の陳述に基づいて裁判所が直接 に事実を把握することによって、裁判官は新鮮な心証を形成することができる と考えられるためである。

ウェブ会議等の利用により、双方あるいは一方が不出廷の下、裁判官が画面 越しに審理を行うことは、果たして直接主義・口頭主義を充たすといえるのか が問題となろう。もっとも、現行民事訴訟法が制定された時代には、当然なが らウェブ会議等の利用など想定し得なかったのであるから、時代の変遷に伴 い、直接主義や口頭主義の定義を制定当時の意味とは異なる柔軟な解釈をする ことは可能ではないかと考える。IT技術が発展した現代社会において、直接 主義・口頭主義の趣旨や実質を担保しながら、これらの原則をどのように変容 するのか、根本的な議論が必要になると思われるが、その際には、現行法のた てつけに拘泥せず、旧来の制度を実質的観点から再検証すべきである(37)。

# (3) 第三者による訴訟記録の閲覧方法

《第3フェーズ》との関係では、第三者による訴訟記録の閲覧・謄写制度の あり方も今後慎重な検討が必要となろう。民事訴訟法は、公開原則の趣旨を尊 重して、一般の第三者による記録閲覧を認めている(民訴法91条1項)。また、 当事者および利害関係人は、訴訟記録の謄写が可能である(同条2項)。現在 は、裁判所に自ら赴いて閲覧・謄写請求をしなければならないが、e 提出や e 事件管理が実現すると、訴訟記録はすべて電子化されるため、広くオンライン で閲覧等を認めることも可能となる。確かに、記録の閲覧は公開原則から認め られるものではあるが、個人・企業の情報やプライバシー保護の観点から、オ

<sup>(35)</sup> 伊藤・前掲注(33)259頁。

<sup>(36)</sup> 伊藤・前掲注(33)247頁。もっとも、現行制度は、口頭主義を原則とし つつ、双方の主張の整理のために準備書面(民訴法161条1項)の提出を要 求するなど、補充的に書面主義を採用している。

<sup>(37) 「</sup>裁判手続等の IT 化検討会第 1 回議事要旨」(https://www.kantei.go.jp/ jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai1/gijiyousi.pdf) 10-11頁(2019年12月3日)。

ンラインで広く訴訟記録の公開することの当否は慎重に検討されなければならない。「取りまとめ」においても、電子化された訴訟記録にオンラインで直接アクセスできるのは、訴訟当事者本人とその代理人又は関係者に限るのが相当であるとし、国民一般に広くオンラインでの閲覧等を認めることについては、丁寧な検討が必要であるとして、今後の課題とされた(38)。

#### 6. その他の裁判手続等の IT 化の必要性—倒産手続の IT 化—

このように、日本は、将来的な裁判手続の全面IT化を目指して、本格的な検討を始動したが、まずは民事訴訟手続のIT化から着手することとなった。裁判手続等のIT化検討会では、民事執行手続や倒産手続等のIT化についても同時進行で検討してはどうかとの意見も出されたが、検討の優先順位や効率性から、最初に民事訴訟のIT化を進め、その成果や制度設計を他の手続に生かす方針を採ることになった。

#### (1) 倒産手続の IT 化の必要性

しかしながら、将来的な裁判手続の全面 IT 化を早期に実現するためには、 民事訴訟手続の IT 化の完成を待たずとも、その他の裁判手続等の IT 化につい ても検討を始める必要がある。なかでも、報告者個人としては、倒産手続の IT 化の必要性は非常に高く、かつ倒産手続は IT 化に適した手続であり、早期 に IT 化を図ることができると考えている(30)。

日本の現行倒産法では、申立書や債権者一覧表およびその他の添付資料等は、すべて書面で提出することが求められる。それゆえ、債権者数が多い倒産事件においては、債権者一覧表を出力するだけでも相当な紙の量が必要になり、その他の添付書面なども踏まえると、申立て段階だけでも膨大な紙を書面として提出しなければならない。

仮に現行法の条文に電磁的記録での提出も認める旨の文言を加えることができれば、この点を改善することができ、申立代理人・管財人等の負担も軽減するだろう。さらに、債権者に対する手続開始決定書等の通知も、現在は債権者全員に郵送で送付することになっているが、債権者数が多いときは、郵送費用だけで非常にコストがかかり、かなりの負担になる。手続全体を通した債権者に対する通知コストの負担によって財団が消費され、手続が廃止になってしま

<sup>(38) 「</sup>取りまとめ」・前掲注(27)10頁。

<sup>(39)</sup> 拙稿「倒産手続の IT 化実現に向けて」事業再生と債権管理161号 1 頁 (2018年)。

う場合もあるという。この点もまた、通知方法を郵送だけに限定するのではなく、例えば、債務者会社のホームページを利用した通知や周知、あるいは e メールでの債権者への通知などを通知方法のオプションとして今ある実務に加えることができれば、通知コストが軽減でき、弁済原資の確保に資するであろう。

民事訴訟において導入を目指すオンライン申立てシステムの構築を、倒産手続においても同時に検討することは困難かもしれない。しかし、今ある実務に加えて、現行法の条文に「電磁的記録」との文言を加えることで書面をデータで提出することに対応するなど、現在の実務的な運用の延長として、倒産手続のIT化を早期に実現していくことは可能であると考えている。

このようなニーズは、すでに倒産実務家からも主張されており(40), 2014年に日本弁護士連合会が発表した「倒産法改正に関する提言」(41)では、倒産手続において、利害関係人は容易に文書等にアクセスできる環境が必要であること、手続開始の申立書等の文書量が膨大な場合には、「裁判所において相当と認める場合」を要件として、書面に代えて電磁的記録で文書を提出することを認めるべきだと提言されてきたが、依然として現在も、原則として紙での提出が必要とされている。

#### (2) 倒産手続における実務的な IT 化の例

もっとも、債権者数が膨大な倒産事件においては、紙の書面で対応することが事実上不可能である場合もあり、日本でも過去に、実務的運用として、IT技術が倒産手続に用いられた事例がすでに存在している。

# ①武富士会社更生事件(2010年)

たとえば、消費者金融業を営む株式会社武富士は、2010年に会社更生手続を申立て、手続開始決定を受けた。武富士には、過払金返還請求権を有する届出更生債権者が約90万人もいたことから、それらをすべて書面で対応することが困難とされ、更生手続を迅速に進行するために、更生管財人は債権管理のための独自のオンラインシステムを構築し、あらかじめバーコードを付した紙の書面を郵送し、返送されてきた届出債権について、その後の債権調査・確定、議決権の行使・弁済までをシステムで管理しながら実施した。しかし、手続開始

<sup>(40)</sup> 小畑英一「倒産手続と IT 化」 金判1543号 1 頁 (2018年)。

<sup>(41)</sup> 日本弁護士連合会「倒産法改正に関する提言」2014年2月20日公表 (https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion\_140220\_4.pdf (2019年12月3日)) 4-5頁参照。

決定や債権届出書等の郵送料だけでも約6億円を要し、これらは債務者資産から優先弁済されたため、債権者への弁済原資はかなり減少してしまった。

#### ②マウントゴックス民事再生事件(2014年~)

さらに、ビットコイン交換所の株式会社 MTGOX は、2014年3月のビットコインの消失を受けて事業が破たんし、同年4月に破産手続開始決定を受けた。しかし、その後2017年11月に一部の債権者によって再度民事再生手続開始申立てがなされ、2018年6月に手続開始決定を受け、管財人を選任する管理型再生手続として現在も再生手続が進行中である。MTGOX の再生債権者は、その多くが海外に居住しているため、そもそも書面での債権届出を求めることは困難とされたことから、管財人はオンラインでの債権届出用システムを構築し、再生債権届出用システムの利用による債権届出が行われた。

#### (3)「取りまとめ」における記述

このように、日本でも、一部の大型倒産事件では、すでに実務運用レベルでは倒産手続のIT化がなされている。これらの現状および倒産実務家からの要望が考慮され、上記「取りまとめ」では、まずは既述のとおり民事訴訟手続のIT化から着手するものの、「倒産手続については、債権者が多く、債権調査や通知の事務量・コストが膨大となる場合があり、IT化による債権者や管財人等の負担軽減や弁済原資の確保に資することが期待されることから、民事訴訟全般のIT化の検討結果を待たずに、現行法下でのプラクティスの在り方を基本とするIT技術の活用について検討を進めることも選択肢の一つである」と別途明記されることとなった(42)。

# (4)「倒産手続の IT 化研究会」の発足

そして、本格的に倒産手続のIT 化実現に向けた研究を始動するため、2018年10月、事業再生研究機構に「倒産手続のIT 化研究会」が発足した(43)。2018年11月から2019年7月まで合計9回の研究会を開催し、2019年9月1日付で「倒産手続のIT 化に向けた中間取りまとめ」を公表した(44)。

<sup>(42) 「</sup>取りまとめ」・前掲注(27)6頁。

<sup>(43) 『</sup>日本経済新聞』2018年12月3日朝刊掲載。

 <sup>(44) 「</sup>倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ」https://www.shojihomu.co.jp/documents/10510/1033640/20190901\_ITreport.pdf/adfc45cb-5557-4ec3-83c8-eea74881a79f(2019年12月3日)。概要をまとめたものとして、拙稿「倒産手続のIT化に向けた中間取りまとめ一要約版一(上)(下)」NBL1156号12頁。同1157号33頁(2019年)。

研究会の目的としては、第一に、今後検討が進められていく民事訴訟のIT 化の成果及び制度設計を、倒産手続のIT 化にどのように活かすかを事前に検討し、民事訴訟のIT 化が実現した際には速やかに倒産手続のIT 化も実現できるように研究を行っていくことが挙げられる。第二に、「取りまとめ」に明記されたように、民事訴訟全般のIT 化の検討結果を待たずに、現行法下での実務の在り方を基本とするIT 技術の活用について検討を進めることである。このうち、今年度は、特に後者の検討を中心に行う。具体的には、法人の倒産事件を念頭に、民事訴訟全般のIT 化を待つことなく、倒産手続のどの部分において、どのような方法で、IT 技術を活用してよりよい倒産実務が実現できるかについて、「5つの e」すなわち①e 提出、②e事件管理、③e集会、④e届出、⑤e情報提供に分類して、検討を進めている(45)。

#### 7. おわりに

日本における裁判手続等のIT化は、諸外国に後れ、ようやく検討がスタートしたところである。将来的な裁判手続の全面IT化には、多くの課題を乗り越えながら、まずは民事訴訟手続から「3つのe」の実現に向けて進んでいかなければならない。従来の裁判手続を大きく変革する大変困難な作業となるが、あらゆる分野でIT化が進み、AIが活用されつつある現代社会において、裁判手続等のIT化はもはや避けることができない時代となっている(46)。民事訴訟が今後も紛争解決手段として十分に機能するためには、時代に即して、国民が利用しやすいものへと変化していかなければならない。そのような意味において、今回の民事裁判手続のIT化は、困難な課題があるからといって、かつてのように途中で議論を終息させるのではなく、それらを克服する方法を考えながら実現していかなければならない(47)。

一方で、広く国民が利用しやすい裁判手続を目指すためには、インターネットやパソコン等の利用が困難な方々への配慮も忘れてはならない。特に、日本の民事訴訟は、代理人として弁護士等が選任されていない本人訴訟の割合が大

<sup>(45)</sup> 拙稿「倒産手続における IT 化と『5 つの e』の実現」法時91巻 6 号36頁 (2019年)。

<sup>(46)</sup> 福田剛久 = 笠井正俊「裁判手続等の IT 化をめぐって」ジュリ1524号iv 頁 [福田発言]。

<sup>(47)</sup> 福田=笠井・前掲注(46)61頁〔笠井発言〕。

#### 194 比較法学 53 巻 2 号

きいことから $_{(48)}$ , 裁判手続の IT 化に際しては、当事者の裁判を受ける権利に十分配慮しつつ、本人訴訟の当事者に対する IT 面でのサポートが必要となる $_{(49)}$ 。多くの課題を克服し、日本の民事裁判手続の IT 化が速やかに実現することを期待している。

(付記) 本稿では、2019年1月の報告後に新たに得た情報や文献等を適宜加えている。また、本稿は、公益財団法人全国銀行学術研究財団の助成を受けたものである。

<sup>(48) 「</sup>裁判の迅速化に係る検証に関する報告書(第 7 回)」 (http://www.courts. go.jp/vcms\_lf/hokoku\_07\_02minnji.pdf(2019年12月 3 日)。) 27頁。

<sup>(49) 「</sup>取りまとめ」・前掲注(27)16頁。